

奥多摩町庁舎建設委員会設置要綱

令和4年6月13日
要綱第18号

(設置)

第1条 新庁舎の建設に際し、幅広い見地から意見を求めるため、奥多摩町庁舎建設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 庁舎の建設に係る基本的事項に関すること。
- (2) その他庁舎建設、整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体等の代表者又は当該団体が推薦する者
- (2) 議会を代表する者
- (3) 一般から公募する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事項について検討及び協議が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開く委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。